

第2章 障害のある方を取り巻く現状

1 社会の動き

(1) 法律の変遷

かつて日本における障害者施策は、「身体障害者福祉法（昭和 24 年）」、「精神薄弱者福祉法（昭和 35 年）」、「精神衛生法（昭和 25 年）」のように、身体障害・知的障害・精神障害の3障害に関する法制度が別々に整備されてきたことから、一元的で総合的な施策を提供することができないという課題を抱えていました。そして、国際障害者年*（昭和 56 年）や国連障害者の十年*（昭和 58 年～平成 4 年）、障害者団体の活動などを背景として、「障害者基本法（平成 5 年）」が定められ精神障害のある方も障害福祉サービスの対象となりました。

その後、平成 15 年に行政がサービスの内容を決める措置制度から、障害のある方が自分の意思でサービスを選択する支援費制度へと移行しました。そして、「障害者自立支援法（平成 18 年施行）」において3障害の一元化が行われ、施設や事業の再編を経て、一体的な障害福祉サービスの提供へと制度が変化してきました。現在、障害者自立支援法は「障害者総合支援法（平成 26 年施行）」に移行し、難病*の方も対象に含むなど対象者を拡大した後も、障害のある方等の希望する生活を実現するために改正を重ね、更なる支援の拡充を図っています。

(2) 障害者権利条約の批准

近年の法律の変遷の背景には、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の存在があります。本条約は、「障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める」ものであり、平成 18 年に国際連合総会において採択されました。

日本は、平成 19 年に本条約に署名してから平成 26 年の批准に至るまで、同条約の批准に向けた国内法の整備を進めてきました。障害者の定義が見直されるとともに、差別*の禁止などが盛り込まれた「改正障害者基本法（平成 23 年施行）」、誰もが障害のある方に対し虐待をしてはならないことなどを定めた「障害者虐待防止法³（平成 24 年施

3 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

行)」、障害者就労施設等からの物品等の調達について国や地方公共団体の責務を定めた「障害者優先調達推進法⁴（平成 25 年施行）」、障害者の法定雇用率を引き上げるとともに雇用分野における差別*を禁止し、精神障害も対象に加えた「改正障害者雇用促進法⁵（平成 25 年・平成 28 年・平成 30 年施行）」など、障害のある方の権利を保障する様々な法制度が整えられてきました。近年整備された法律のなかでも、特に「障害者差別解消法⁶（平成 28 年施行）」は、障害者基本法の基本原則「差別*の禁止」を具体化する法律として、行政機関や事業者に対し、障害のある方への「不当な差別*的取扱い」を禁じ、「合理的配慮*の提供」を求めるなど、同法の施行により、障害のある方の権利擁護の取り組みが一層強化されることが期待されています。

また、令和 4 年の国際連合の障害者権利委員会に対する、障害者権利条約の第 1 回日本政府報告においては、「障害のある方の権利促進のための立法措置」等について高く評価された一方、「あらゆる活動分野において、全ての障害のある方への合理的配慮*の提供を確保するための措置を講じる事」等の懸念及び勧告も示されており、今後更なる取り組みが必要となります。

（3）災害・感染症等の非常時・緊急時の対応

障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備に取り組んでいる間、平成 23 年に東日本大震災が発災し、多くの障害のある方々の生活が一変しました。障害特性に応じた配慮を避難所で受けることが難しかった、普段服薬している薬を容易に手に入れることが出来なかった、支援者が来ることができなくなり必要なサービスを受けられなかったなどの困難に直面し、想定をはるかに超える規模の災害により多くの課題が表出しました。震災後、本市では福祉避難所*の整備や災害時要援護者情報登録*制度の拡充などを進めてきました。また、令和 3 年の災害対策基本法の改正により努力義務となった個別避難計画*の作成についても取り組みを進めるなど、大規模災害を経験した都市として、災害時における障害のある方の安心・安全のあり方について、先導的な役割を果たすことが求められています。

4 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」

5 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」

6 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

令和元年12月に中国で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、短期間のうちに全世界に拡大し、国内では令和2年1月に初めて感染者が確認され、感染者の全国的な増加に伴い、同年4月には緊急事態宣言が出されました。その後、令和5年5月に感染症法⁷上の位置づけが5類感染症に移行されるまで、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保等、「新しい生活様式」に沿った対応が求められ、障害のある方の日常生活に様々な影響が生じたほか、障害福祉サービス事業所においても、感染拡大防止対策やクラスター対応等、これまで想定されていなかった様々な対応を求められました。災害や感染症等による予期せぬ非常時における障害のある方への配慮等について、状況に応じて速やかに対応していくことの必要性を改めて認識しました。

7 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

2 国等の障害者施策等の動向

(1) 障害理解・差別*解消

平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法は、社会の変化等に伴う内容の充実が求められることや、施行状況から判明した制度・運用の不十分な点について対応策を講じる必要があることから、平成 31 年 2 月より内閣府の障害者政策委員会において見直しの検討が進められ、令和 6 年 4 月から施行される改正法では、事業者による合理的配慮*の提供の義務化などが規定されました。

障害者差別解消法の改正を受け、令和 5 年 10 月に「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（以下「障害者差別解消条例」という。）」も改正し、独自項目として障害理解教育の推進などを追加し、市民や事業者の障害理解を更に促進する取り組みを行っています。

(2) 障害のある子どもへの支援

平成 28 年 5 月の児童福祉法改正により、医療的ケア児*が必要な支援を円滑に受けられるよう、地方公共団体において、保健、医療、福祉等の関連分野の連携体制の確保等が努力義務とされ、体制の整備が進められてきました。また、令和 3 年 9 月に「医療的ケア児*及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児*への支援は国や地方公共団体の責務となり、社会全体で医療的ケア児*とその家族への更なる支援が求められています。

令和 5 年 4 月には、「こども基本法」の施行、こども家庭庁の設置により、子どもや若者に関する施策を総合的に推進していく基盤整備が図られ、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取り組みが重要となっています。

これらを踏まえ、特別支援教育の充実や、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の充実など、より一層、障害のある子どもへの支援の充実に取り組んでいく必要があります。

(3) 日々の暮らしや社会参加の基盤づくり

平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行、令和5年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」が策定され、文化芸術活動を通じて、障害のある方の個性と能力の発揮、社会参加の促進を図っていくための取り組みが求められています。

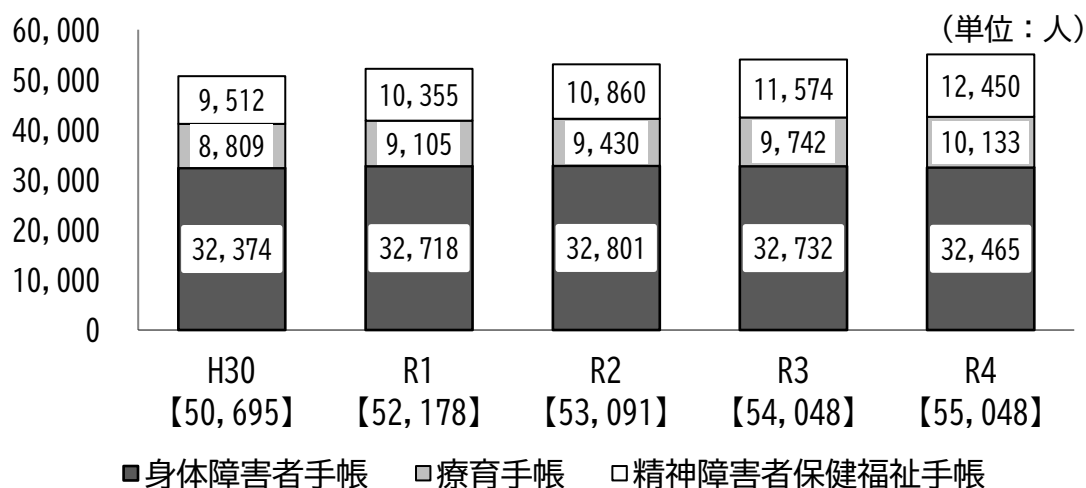
障害のある方の雇用においては、令和6年4月より、障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられることとされており、令和8年7月以降においては、民間企業の法定雇用率は2.7%、国及び地方公共団体等は3.0%（都道府県等の教育委員会にあっては2.9%）に引き上げられることが決定しており、障害者雇用の一層の促進が求められています。

また、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ*・コミュニケーション施策推進法」が施行され、全ての障害のある方が、必要とする情報を十分に取得・利用でき、円滑な意思疎通が図られるよう、一層の取り組みが求められています。

3 本市の現状

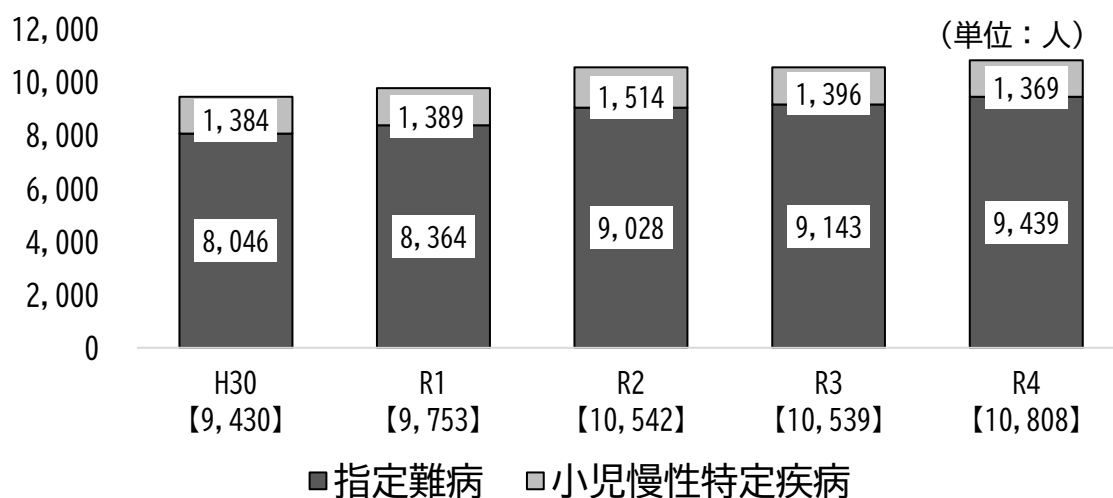
○ 障害者手帳所持者数⁸

障害者手帳の所持者数は4年間で4,353人(8.6%)増加しており、令和4年度末時点で55,048人となっています。近年、身体障害者手帳の所持者数はほぼ横ばいですが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。



○ 指定難病*・小児慢性特定疾病*者数⁹

指定難病*患者数は増加傾向にあり、令和4年度末時点で9,439人が医療費助成の対象者です。また、小児慢性特定疾病*患者数は多少の増減はありますが、ほぼ横ばいとなっています。



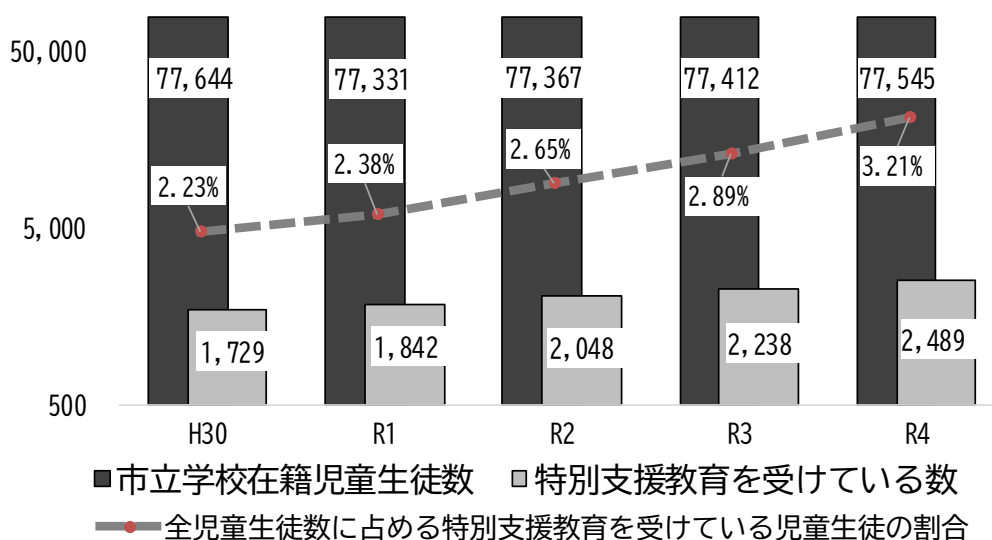
8 障害者手帳の集計日は、各年度3月31日時点。

9 指定難病*患者数は、医療費助成の対象者を計上。

○ 特別な教育の場を活用している児童生徒数・割合¹⁰

市立小・中学校にて特別支援教育を受けている児童生徒数及び、全児童生徒数に占める割合は増加傾向にあります。

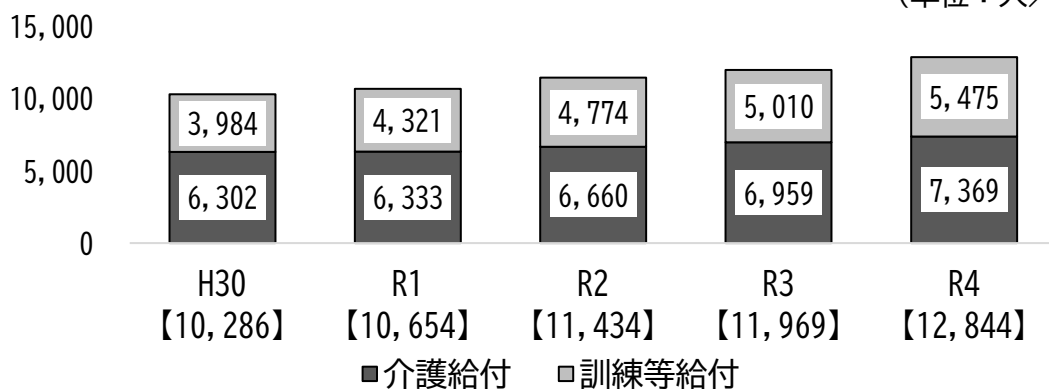
(単位：人)



○ 指定障害福祉サービス等利用者数¹¹

指定障害福祉サービス等の利用者数は増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度にかけて2,558人/月(24.9%)増加しました。とりわけ、訓練等給付*の増加が顕著になっています。

(単位：人/月)

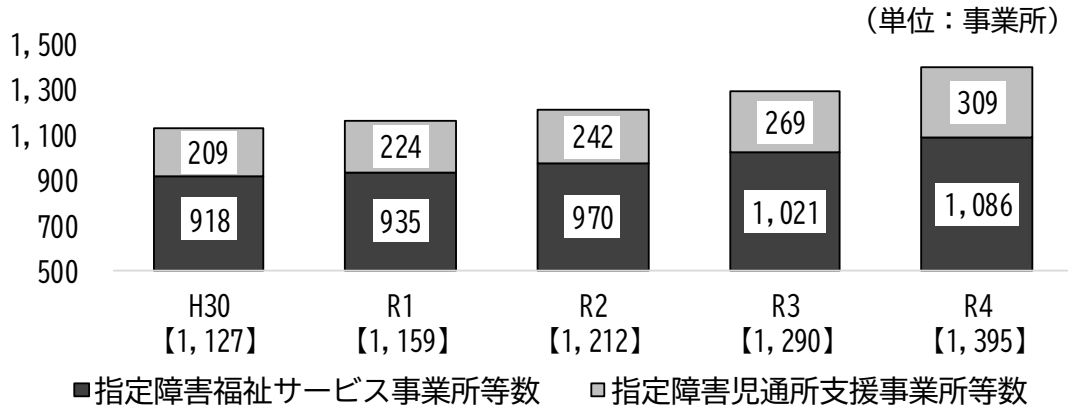


10 児童生徒数の集計日は、毎年度5月1日時点。高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校高等部を除く。(グラフは「仙台市特別支援教育推進プラン2023」を基に作成)

11 介護給付*・訓練等給付*について、各年度3月における国保連への請求数を集計。介護給付*は居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護等のサービスを指し、訓練等給付*は自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等のサービスを指す。

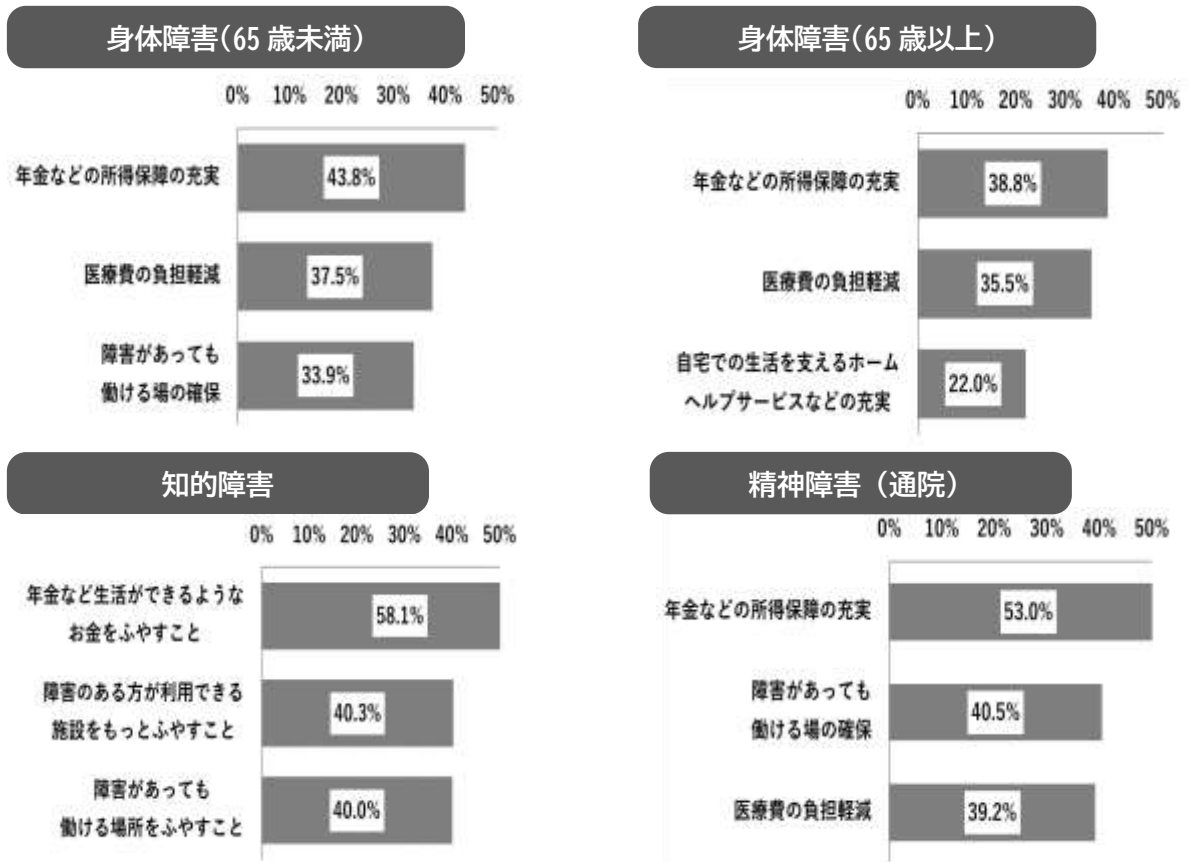
○ 指定障害福祉サービス事業所等数・指定障害児通所支援事業所等数

平成30年度から令和4年度にかけて、総事業所数は268事業所増加しています。

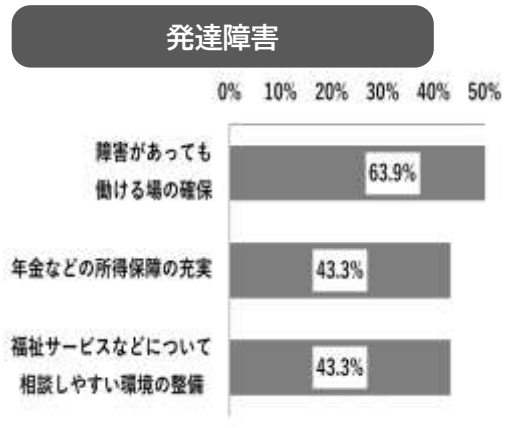
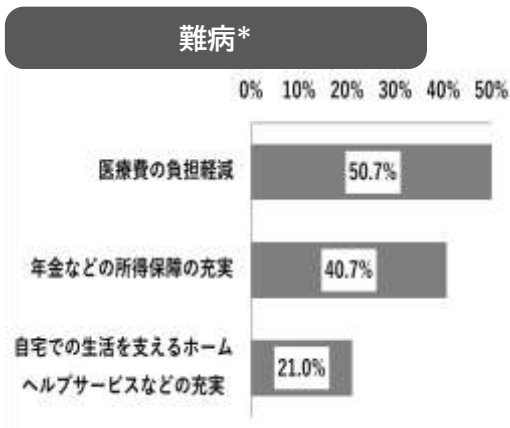


○ 今後充実してほしい施策¹²

全体的に、「年金などの所得保障の充実」が高い順位にありますが、難病*では「医療費の負担軽減」(50.7%)、発達障害では「障害があっても働ける場の確保」(63.9%)が最も多くなっています。

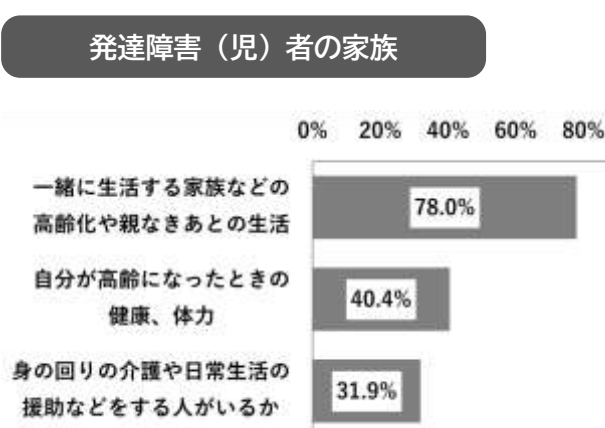
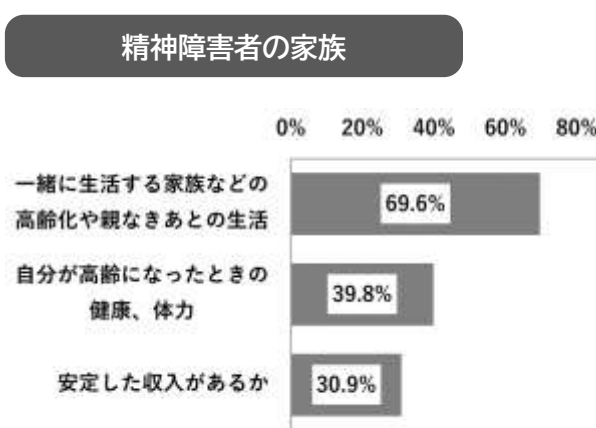
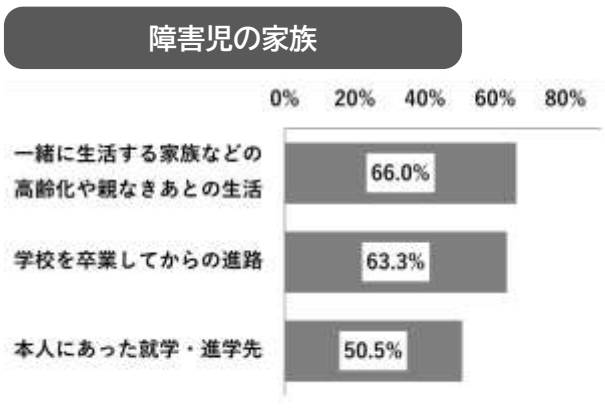
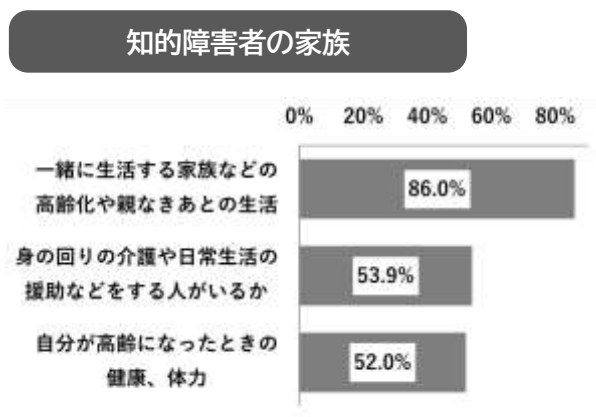


12 令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書(令和5年3月)より



○ 将来のことで不安に感じていること¹³

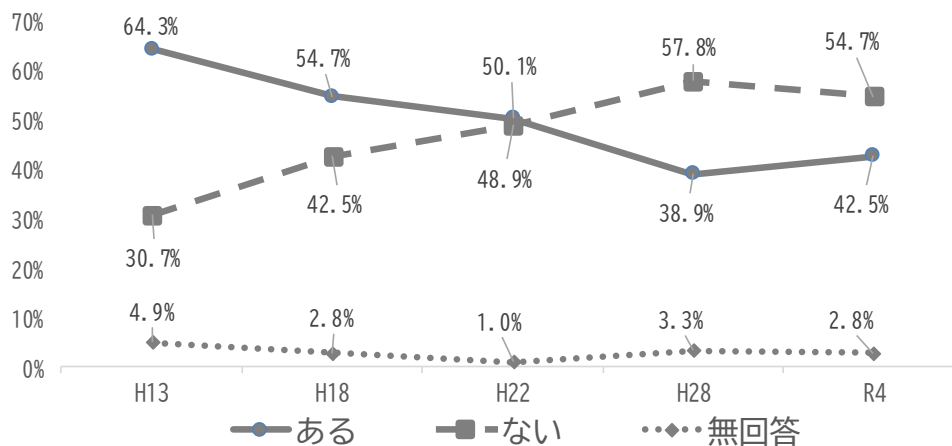
いずれの障害区分においても、「一緒に生活する家族などの高齢化や親なきあと*の生活」と回答した方が最も多くなっています。



13 令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書（令和5年3月）より

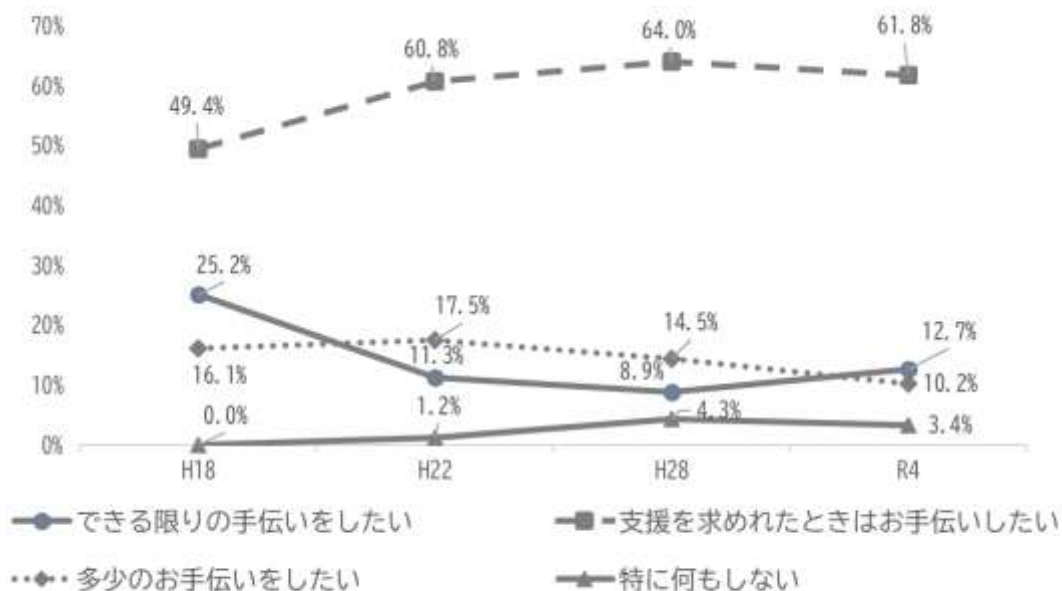
○ 障害のある方と接した経験があるか（相談相手になったり、支援をした経験）¹⁴

令和4年度調査では、障害のある方と接した経験がある人がわずかに増加し、42.5%となっています。



○ 近所にお住まいの障害のある方への手伝い¹⁵

令和4年度調査では、「できる限りのお手伝いをしたい」と回答した方が増加しており、「多少のお手伝いをしたい」、「特に何もしない」と回答した方は減少している傾向にあります。



14 グラフは「仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書」を基に作成

15 グラフは「仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書」を基に作成

4 前計画期間の振り返り

前計画では、5つの基本方針を定め施策を展開してきました。主な取り組みと課題は以下の通りです。

基本方針	主な取り組み
<p>共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消条例の改正 ・障害理解サポーター事業 ・パラリンピックを契機としたパラスポーツによる障害理解促進事業
<p>障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターにおける支援の拡充 ・幼稚園・保育所・学校等と発達相談支援センター（以下「アーチル」という。）の連携の強化 ・重症心身障害児*・医療的ケア児*に対する支援
<p>地域での安定した生活を支援する体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター*の設置 ・障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援 ・精神障害のある方の地域移行支援・地域定着支援
<p>生きがいにつながる就労と社会参加の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労*への移行促進、福祉的就労*の充実、障害者就労への理解促進 ・2020 東京パラリンピックに向けた選手発掘・育成関連事業 ・障害のある方のコミュニケーション支援
<p>安心して暮らせる生活環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）青葉障害者福祉センター、生活介護事業所の整備 ・障害福祉サービス従事者確保支援 ・指導監査の推進

本計画に向けた課題

- 本市令和4年度調査では、障害者差別解消条例の認知度は市民が約12%、障害のある方は8～16%、その家族でも14～38%程度であり、平成28年度調査から変化がない状況となっている。
- 事業者の合理的配慮*の提供が義務となったが、本市令和4年度調査では、市民の約71%が「合理的配慮*を知らない」と回答しており、周知啓発が必要。
- 改正条例では新たに「障害理解教育の推進」について明文化し、本市令和4年度調査でも障害理解を深めるための取り組みとして市民の約65%が「子どもの時から障害のある方とふれあう機会を増やすこと」と回答しており、子どもに対する障害理解の普及啓発に更に取り組んでいく必要がある。
- 発達障害の社会的認知度の高まりとともに、子どもの発達に不安を抱えた保護者からの相談がアーチルに集中しているため、待機期間が長期化している。
- 日々の生活の場である地域の保育所・幼稚園や学校等が、子育ての不安に関する助言や子どもの特性に応じた必要な配慮を行えるよう支援力を向上させる必要がある。
- 重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害*などより手厚い支援を必要とする障害のある子どもへの支援体制の構築・強化、保護者の孤立防止や就労ニーズへの対応に加え、ライフステージ移行に合わせて切れ目なく家族全体の支援のコーディネートが可能とする関係機関の連携やネットワークの強化が必要。
- 基幹相談支援センター*のバックアップのもと、相談支援事業所を中心に、障害のある方を地域で支援するためのネットワーク体制強化を進める必要がある。
- 重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害*などより手厚い支援を必要とする方が、将来にわたり安心して暮らしていけるよう、在宅サービスや住まいの確保、医療等の支援が必要。
- 様々な支援ニーズの把握に努め、障害特性等に配慮した各種支援体制の整備が求められている。また、各事業所の更なる支援の質の向上に向けて、事業所間のネットワーク形成や連携、人材育成のための支援が必要。
- 入院中の精神障害のある方の地域移行に向けた支援や地域移行関係者の人材育成、住まいの確保と居住支援に向けた検討が必要。
- 障害のある方のニーズに応じた就労機会の確保のため、法定雇用率引き上げに伴い新たに障害者雇用の対象となる企業等に対して障害者雇用のメリットやステップ等を周知し、就労支援ネットワークの強化等による事業所の支援の質の向上を図るとともに、利用者の工賃向上のため、ふれあい製品*の販売機会の確保や販売力強化のための取り組みを通して、福祉的就労*の充実を図る必要がある。
- 障害のある方が希望や能力特性に応じたスポーツ・文化芸術の活動へ参加する際のバリアを取り除くことや才能を発揮できる機会の確保、意思疎通・移動における環境整備の推進が必要。
- 将来的需要や障害特性に応じたニーズ等を考慮した施設の整備促進や、老朽化が進む障害者支援施設等の改築・修繕等に対する整備促進が必要。
- 障害福祉分野のイメージ向上や、事業所間の職員交流の強化等による、障害福祉分野の人材確保・人材定着の更なる支援が必要。
- 各種指導等を通じた障害福祉サービス事業所の支援の質の向上や、障害のある方や家族の暮らしの質の向上につながる障害福祉関連事務の業務改善等の実施が必要。